

# 出産・子育て応援金給付事業【よくある質問】

令和5年3月23日更新

支給対象者を教えてください。
「出産応援金」は、保健師等と面談を受けた「妊婦」、「子育て応援金」は、保健師等と面談を受けた「出生した子どもを養育する者（原則産婦）」を対象としています。
支給の条件を教えてください。
妊娠届出時、出生届出後にそれぞれ保健師等と面談をすることが支給の条件(アンケートへの回答含む)となります。
所得制限はありますか。
ありません。
多胎児の場合はいくら支給されますか。
「出産応援金」は、妊婦1人当たり5万円を支給、「子育て応援金」については、新生児1人当たり5万円を支給します。多胎児の場合は、「出産応援金」は5万円、「子育て応援金」は5万円×人数分となります。
DVにより避難して生活していますが、申請できますか。
避難先の市区町村において、面談等を実施し、支給要件を満たした場合、避難先の市区町村において、出産・子育て応援ギフトを支給することが可能です。
転入・転出した場合の取り扱いについて
転出元の自治体で面談を実施後、出産・子育て応援ギフトの支給前に転出した方については、その方の希望に応じて、転出元自治体または転出先自治体のいずれかに申請することが可能です。面談実施前に転居した場合は、転出先自治体で面談を実施し、出産・子育て応援ギフトが支給されます。
出産応援金について、流産・死産した場合は支給の対象となりますか。
対象となります。  大切なお子様との死別を経験されたつらいお気持ちや悲しみを抱えて孤立することなく、適切な支援につながるができるよう、子育て世代包括支援センターにおいて、ご相談いただくことができますので、お電話ください。 ○越谷市子育て世代包括支援センター 【越谷市役所第二庁舎2階】 048-963-9179(直通) 【保健センター1階】 048-961-8040(直通)  また、埼玉県では、心理的支援の相談(ピア・カウンセリング)を実施しております。Zoom(音声のみ、ビデオOFF)によるオンラインの通話相談や面接相談を無料で実施しております(面接相談は先着順・事前予約制)ので、詳しくは下記のホームページをご覧ください。 ○特定非営利活動法人Fineの「ふわり」専用ページ <a href="https://counseling.fine-peer.com/fuwari/">https://counseling.fine-peer.com/fuwari/</a>



子育て応援金について、こどもが出生後、面談実施前に亡くなった場合は支給の対象となりますか。

対象となります。

大切なお子様との死別を経験されたつらいお気持ちや悲しみを抱えて孤立することなく適切な支援につながるができるよう、子育て世代包括支援センターにおいて、ご相談いただくことができますので、お電話ください。

○越谷市子育て世代包括支援センター

【越谷市役所第二庁舎2階】 048-963-9179(直通)

【越谷市保健センター1階】 048-961-8040(直通)

また、埼玉県では、心理的支援の相談(ピア・カウンセリング)を実施しております。Zoom(音声のみ、ビデオOFF)によるオンラインの通話相談や面接相談を無料で実施しております(面接相談は先着順・事前予約制)ので、詳しくは下記のホームページをご覧ください。

○特定非営利活動法人Fineの「ふわり」専用ページ

<https://counseling.fine-peer.com/fuwari/>



里帰りにより出産した場合の取り扱いについて

里帰り出産をされた方は、里帰り先の自治体ではなく、住民票のある自治体において面談を実施し、子育て応援ギフトの申請をすることとなります。なお、産婦の希望により、里帰り先で面談を受ける場合でも、子育て応援ギフトは住民票のある自治体において支給します。

外国籍の方は、出産・子育て応援金の対象となりますか。

越谷市に住民登録があり、日本国籍を有する者と同様の支給要件を満たせば対象となります(短期滞在者等の住民登録がない方は支給の対象外となりますので、ご了承ください。)

出産・子育て応援金の振込はいつ頃の予定ですか。

①令和5年2月中に申請された方(問題なく受理された場合)  
令和5年3月24日の予定です。

②令和5年3月1日～3月15日に申請された方(問題なく受理された場合)  
令和5年4月中旬の予定です。

③令和5年3月16日以降に申請された方(問題なく受理された場合)  
申請のあった月の翌月末の予定です。